

国土交通大臣 殿

橋本市生活交通ネットワーク協議会
和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 1 号
会 長 辻 本 勝 久

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

令和2年6月 日

（名称）橋本市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

橋本市はその地域性から、南海高野線沿線に大規模開発され住宅地に人口が集中しており、その地域では住民の年齢層も比較的低くなっているが、郊外地域では高齢化が進んでいます。

公共交通に関しては、コミュニティバスを平成18年2月から運行開始し、市町村合併後の平成18年11月から3ルートで運行を実施。平成26年4月より4ルート目となる市北部地域へのルートを開設しました。反面、民間バス路線には廃止となった路線もあることから、市民のコミュニティバスへの関心も高く、増車、増便、ルートの拡大等の要望が数多く寄せられています。しかし、依然として自分で自動車を運転できない高齢者の方々や、コミュニティバスでは補完できない山間地域などの方々の移動手段の確保が課題となっており、高齢化が進むことが予測されるなかで、こういった課題への取り組みが継続的に必要となっています。

また、平成29年12月にはコミュニティバス路線の民間路線との競合区間の解消や一部区間のデマンド化など限られた資源の中で利用実態に即した運行を継続しています。

公共交通機関は、市民の日常生活になくてはならないものであり、地域経済の活性化のためにも必要不可欠であることから、より安全で利便性の高い移動手段として充実させなくてはなりません。

このような状況の中、橋本市では「市民の生活を支え、誰もが安心して暮らせるまちの基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系を創り・育てる」を基本方針とする生活交通ネットワーク計画を策定し取り組んできましたが、平成28年度に策定の「地域公共交通網形成計画」に定める市内公共交通の課題解決に向けた取り組みを行うとともに、令和元年度において市内公共交通の再編を実施し、地域公共交通のネットワークの構築を図ります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施

情報交換会：2回／年

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供

地域公共交通再編実施計画策定のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を提供：各地区1回／年

- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり

地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有：1回／年

③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

○民間路線との競合解消数

- ・4路線

○コミュニティバスおよびデマンド交通の収支率

- ・約15%（直近平成30年度の実績 13%）

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

○乗り継ぎ負荷の緩和

- ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）
- ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）

○コミュニティバスと民間路線の乗り継ぎ利用者数

- ・乗り継ぎ利用者数 平均100人／日

⑤幹線・民間路線の育成

○幹線等の利用促進活動の展開

- ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知：公共交通マップ、市ホームページ等による周知等

（２）事業の効果

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施
⇒公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性の共有を図ることができる。

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供
地域公共交通再編実施のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を提供
⇒市民に公共交通の現状と課題、課題解決に向けての取り組みを共有できる。
- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり
地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有
⇒地域公共交通網形成計画の実効性を高めるために不可欠な地域住民の理解と行動につながる。

③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担

- ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合および東西幹線の形成、運行の実施
⇒効率的で持続可能な運行継続につながる。

地域における交通の確保に向けた検討、実施

- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示、実行
⇒地域公共交通の運行継続等について地域主体の意識・取り組みにつながる。

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

乗り継ぎ負荷の緩和

- ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）
⇒利用者の利便性の向上につながる。
- ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）
⇒利用者の利便性の向上につながる。

⑤幹線・民間路線の育成

幹線等の利用促進活動の展開

- ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知
⇒市民への幹線路線等の役割の認知、浸透が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施：行政及び各交通事業者主体に実施

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供
地域公共交通再編実施のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を提供：行政主体に実施
 - ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり
地域公共交通再編実施に向けた地域懇談会等における地域の状況の把握と情報共有：行政主体に実施
 - ③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア
コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担
 - ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合および東西幹線の形成、実施：行政及び各交通事業者主体に実施
 - ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示：行政主体に実施
 - ④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化
乗り継ぎ負担の緩和
 - ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）：行政及び各交通事業者主体に実施
 - ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）：行政及び各交通事業者主体に実施
 - ⑤幹線・民間路線の育成
幹線等の利用促進活動の展開
 - ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知：行政及び各交通事業者主体に実施
4. **地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. **地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者**
橋本市から運行事業者への運行に係る補助金については、運行事業者の損失額から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。
6. **補助金の交付を受けようとする補助対象者の名称**
南海りんかんバス株式会社
7. **補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法**
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. **別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. **別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. **生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目的

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年6月8日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会

コミバス・デマンド交通の利用状況等について

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

地域公共交通再編実施計画の策定について

平成30年6月29日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会

コミバス・デマンド交通の利用状況等について

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

地域公共交通再編実施計画の策定について

平成31年1月11日（金）

第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋の通行止めに伴う対応等について
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

平成31年1月18日（金）

第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋通行止めに伴う対応等について
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域公共交通再編実施計画の策定及び市内公共交通の再編実施について

平成31年3月18日（月）

第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋の通行止めに伴う対応等について
地域公共交通網形成計画の取組みについて
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

平成31年3月27日（水）

第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋通行止めに伴う対応等について
地域公共交通網形成計画の取組みについて
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

令和元年5月24日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野仮橋の通行に伴う対応等について
地域公共交通再編実施計画について
市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

令和元年5月31日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野仮橋の通行に伴う対応等について
地域公共交通再編の実施について
市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

令和元年8月20日（火）

第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
地域公共交通再編の実施について

- ・再編実施日
- ・新設・移設する停留所
- ・名称変更する停留所
- ・廃止する停留所
- ・ルート図（コミュニティバス・デマンド交通）
- ・時刻表（コミュニティバス・デマンド交通）
- ・運行日（コミュニティバス・デマンド交通）
- ・運賃（コミュニティバス・デマンド交通）
- ・新設する路線バス（東西幹線）

18. 利用者等の意見の反映状況

市生活交通ネットワーク協議会へ利用者代表として橋本市区長連合会、橋本市老人クラブ連合会、橋本市身体障害者連盟より各々代表委員 1 名、橋本商工会議所及び高野口町商工会から各々代表委員 1 名に参加していただいている他、下記の地域懇談会やアンケート調査を実施した。

○地域懇談会の開催

- ・対 象 ：橋本市在住の市民
- ・回 数 ：8 回
- ・期 間 ：平成 3 0 年 6 月 9 日～平成 3 1 年 2 月 1 6 日
- ・参加人数：1 9 0 人

○市民アンケート調査

- ・調査対象：橋本市在住の市民
- ・調査方法：地域懇談会の参加者
アンケート調査協力地区
- ・調査期間：平成 3 0 年
- ・回収状況：1 6 8 件

○コミュニティバス乗降調査

- ・調査対象：橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法：コミュニティバス車内での聞き取り調査（無記名方式）
- ・調査期間：平成 3 0 年 6 月 8 日～7 月 2 7 日
- ・回収状況：2 0 0 件

18. 協議会メンバーの構成員

橋本市生活交通ネットワーク協議会 構成メンバー

	団体名	役職名	備 考
1号委員	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	関係する都道府県
1号委員	橋本市	副市長	関係する市区町村
1号委員	橋本市経済推進部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市健康福祉部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市総合政策部	部長	関係する市区町村
2号委員	西日本旅客鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海電気鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	取締役社長	一般乗合旅客自動車運送事業者
2号委員	有鉄観光タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	大阪第一交通(株)橋本営業所	所長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	橋本タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	従業員代表	一般旅客自動車運送事業者の運転者
2号委員	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	和歌山県バス協会会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	専務理事	和歌山県タクシー協会会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	和歌山県ハイヤー・タクシー協会会長又はその指名する者
3号委員	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	道路管理第一課長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	和歌山県伊都振興局 建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	橋本市建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 輸送監査部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 総務企画部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
5号委員	和歌山大学 経済学部	教授	学識経験者
5号委員	橋本市身体障害者連盟	顧問	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市老人クラブ連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	理事	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市社会福祉協議会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市女性会議	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本商工会議所	会頭	商工会議所又は商工会
5号委員	高野口町商工会	会長	商工会議所又は商工会
5号委員	橋本市議会	議長	市議会議員
5号委員	橋本市議会	総務委員会委員長	市議会議員
5号委員	橋本警察署	署長	橋本警察署長又はその指名する者
5号委員	かつらぎ警察署	署長	かつらぎ警察署長又はその指名する者
5号委員	橋本市民病院総務部	課長	橋本市民病院長又はその指名する者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
(所 属) 橋本市総合政策部政策企画課
(氏 名) 櫻井、前川
(電 話) 0736-33-7117 (直通)
(e-mail) kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス(株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	295日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往7.7km 復7.7km	295日	2600回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往11.9km 復11.9km	295日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	295日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	295日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋 本」、JR鉄道駅「高野口」、南海 鉄道駅「紀伊清水」、「学文路」 に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス(株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	294日	1176回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往7.7km 復7.7km	294日	2583回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往11.9km 復11.9km	294日	1176回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	294日	1176回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	294日	1176回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋 本」、JR鉄道駅「高野口」、南海 鉄道駅「紀伊清水」、「学文路」 に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
橋本市	南海りんかんバス(株)	(1) 橋本市コミュニティバス 東部線	車庫前	あやの台 オークワ 前	車庫前	23.2km 循環	293日	1172回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	③平成23年度以 降に本節における 補助金の交付を 受けたことがある もの
		(2) 紀見橋本病院線	橋本 駅前	紀見	橋本市 民病院 前	往7.7km 復7.7km	293日	2587回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅 「橋本」に近接及び乗継 ぎダイヤの設定	
		(3) 橋本市コミュニティバス 東西幹線①	車庫前	紀伊山田 駅前	橋本 駅前	往11.9km 復11.9km	293日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR鉄道駅「高野口駅」、「紀伊山 田」に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	
		(4) 橋本市コミュニティバス 東西幹線②	橋本駅 前	高野口駅前	橋本 駅前	13.2km 循環	293日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋本」、JR 鉄道駅「高野口」、「紀伊山田」に近 接及び接続し、接続ダイヤを設定	
		(5) 橋本市コミュニティバス 西部線	橋本駅 前	高野口駅前 学文路駅前	橋本 駅前	31.1km 循環	293日	1180回		路線定期運行	②(1)半島振興 対策実施地域	①JR・南海併用鉄道駅「橋 本」、JR鉄道駅「高野口」、南海 鉄道駅「紀伊清水」、「学文路」 に近接及び接続し、接続ダイヤ を設定	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	橋本市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域	62,206

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
62,206	橋本市全域	半島振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
橋本市地域公共交通網形成計画	平成29年3月	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
62,206	62206 1人×150円+2,500千円	11,830,000円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2. (1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)